

Q-8

中間検査の対象となる建築物について教えてください。

A-8

- ・ 新築の木造住宅（兼用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋住宅を含み、在来工法に限る）。
- ・ 階数が3以上、床面積2,000㎡以下の鉄骨造建築物。
- ・ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で階数が3以上の共同住宅。

以上が中間検査対象建築物となります。ただし、型式適合認定を受けている場合など、中間検査対象外となる場合があります。

詳しくは、「福岡市中間検査の手引き」をご参照ください。

また、指定する特定工程や中間検査手続き等についても、同手引きに記載しております。